

2 歳入改革の必要性和課題

経済再生と財政健全化の両立に向けて、持続的成長と財政健全化を共に実現する税制の構築が重要である。ここでは、財政健全化に向けた歳入面の取組が必要な背景を振り返ると共に、法人税をめぐる論点について、考え方を整理する。

(1) 歳入面の取組と課題

高齢化等を背景に、社会保障給付の増加は名目成長率を大きく上回っている⁸⁰。こうした中、社会保障・税一体改革が実施されているが、その取組の内容、背景を整理すると共に、海外との比較を通じ、我が国の歳入面の課題を検討する。

● 社会保障・税一体改革による消費税率引上げは改革の一里塚

まず、社会保障・税一体改革の内容をみていこう。社会保障・税一体改革の一環として、消費税率が2014年4月に5%から8%に引き上げられ、2015年10月には10%への引上げが予定されている⁸¹。これらによる増収分を含め、消費税込（従来の地方消費税込分の1%は除く）は、全て社会保障財源化されることとされている⁸²。消費税率5%の引上げ分は、約1%分（2017年度時点見込みで2.8兆円）が子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実⁸³に、残りの4%分（2017年度時点見込みで11.2兆円程度）が年金国庫負担比率二分の一への恒久的引上げ等及び後世代の負担軽減分（2017年度時点見込みで7.3兆円）とされている（第1-3-6図（1））。こうした社会保障安定化のための財源確保は、結果的に、財政健全化にも資すると考えられる。

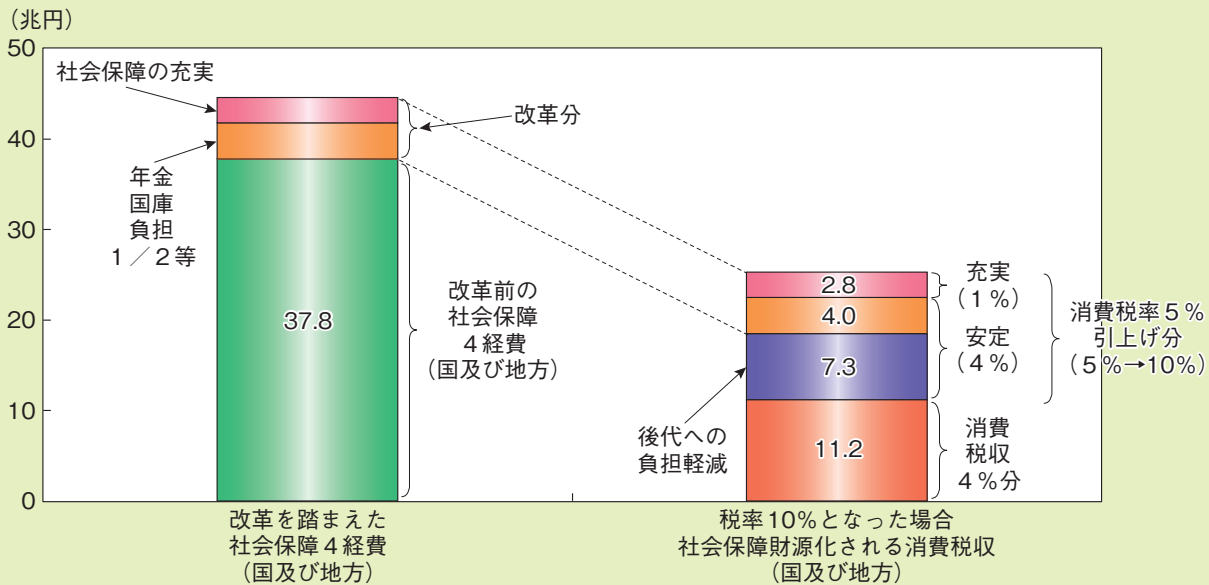
しかし、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（平成26年1月公表）によると、2020年度の国・地方の基礎的財政収支の対GDP比は▲1.9%程度となっており、2020年度までの黒字化目標を達成するためには、更なる収支改善努力が必要である⁸⁴（第1-3-6図（2））。

- 注**
- (80) 2000年度から2012年度にかけて、名目GDPは511兆円から473兆円へと減少しているのに対し、社会保障給付費は、78兆円から110兆円へ1.4倍に増加している。
 - (81) 消費税率の10%への引上げについては、税制抜本改革法附則第18条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行うこととされている。
 - (82) 税収のうち国分（6.28%分）は、法律上、全額社会保障目的税化され、用途は社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）とされている（消費税法第1条第2項）。また、地方分（地方消費税込分の1%を除いた2.72%分）も社会保障財源化されることとされている。
 - (83) 社会保障・税一体改革による社会保障の充実（2.8兆円）の内訳としては、①子ども・子育て支援の充実として、待機児童の解消等のため、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の充実策等に0.7兆円程度、②医療・介護の充実として、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、国民健康保険への財政支援の拡充、介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化等に1.5兆円程度、③年金制度の改善として、低所得高齢者・障害者等への福祉的給付、受給資格期間の短縮や遺族年金の父子家庭への拡大に0.6兆円程度が予定されている。
 - (84) 「経済再生ケース」では、2015年度までに2010年度の国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比（▲6.6%）を半減するという目標（『経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～』（平成26年6月24日閣議決定）、『当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—』（平成25年8月8日閣議了解））は達成される見込みである。なお、「参考ケース」では、2015年度の基礎的財政収支対GDP比は▲3.4%程度となっており、2015年度においても更なる収支改善努力が求められる結果となっている。ただし、試算においては、上述の10%への消費税率引上げを前提としている。

第1-3-6図 社会保障・税一体改革と財政健全化目標

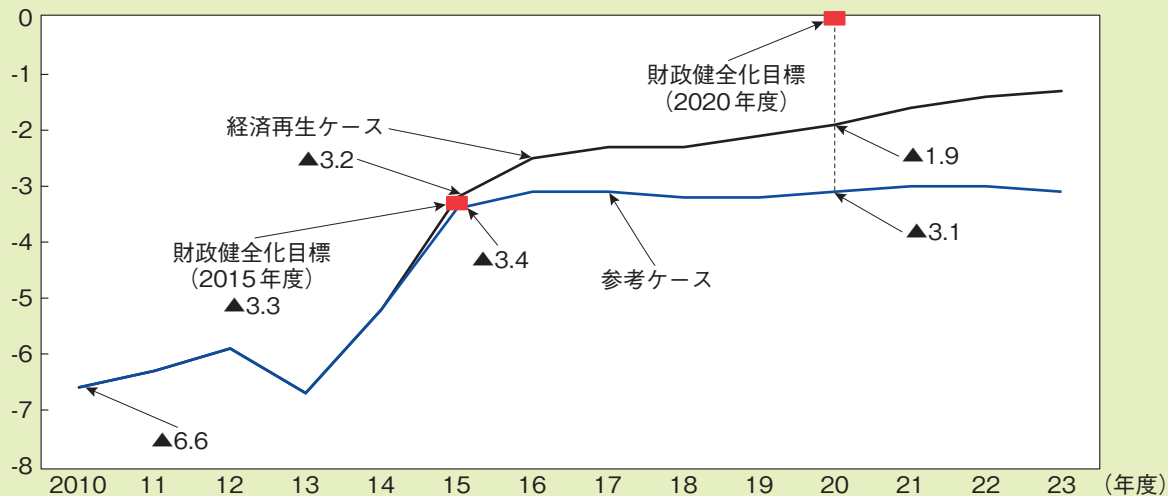
社会保障・税一体改革による消費税引上げは改革の一里塚

(1) 社会保障・税一体改革後の社会保障4経費と消費税収 (2017年時点見込み)



(2) 内閣府中長期試算と財政健全化目標との関係

(国・地方の基礎的財政収支の名目GDP比、%)



- (備考)
- 厚生労働省、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月公表)により作成。
 - (1)の「税率10%となった場合の消費税収」のうち、現行の地方消費税1%ポイント分を除いているのは、社会保障財源化されないためである。なお、消費税率5%引上げ分の14兆円には、地方消費税分(1.2%分)も含まれる。これは、引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされているためである。
 - (1)の「年金国庫負担1/2等」は、消費税引上げに伴う物価上昇による社会保障支出(年金や診療報酬等)の増(0.8兆円)を含む。
 - (1)の「改革を踏まえた社会保障4経費」には、社会保障4経費に則った事業の地方単独事業(養護老人ホームの入所者に係る費用のうち地方が負担する費用等)は含まれていない。

●我が国は消費税収、個人所得税収が低い

財政状況が厳しいということは、歳入が歳出に見合っていないということである。そこで、政府の社会保障支出（対GDP比）と租税及び社会保険料負担率（対GDP比）のバランスをOECD諸国との間で比較すると、我が国は支出側がOECD諸国の中で中位（対GDP比25.4%）にあるのに対し、負担側は低位（対GDP比32.1%）に位置している（第1-3-7図（1））。

次に、OECD諸国と我が国の租税及び社会保険料負担の構成を比較すると、我が国と同程度若しくは我が国以上に充実した社会保障を提供している各国では、我が国よりも租税負担率が重く、その中でも消費課税や個人所得課税の割合が高い（第1-3-7図（2））。我が国の消費課税割合が低いのは、税率（付加価値税率）が低水準のためであり、税率が10%に引き上げられたとしても、他のOECD諸国との比較では、依然として低水準である（第1-3-7図（3））。

（2）法人税をめぐる課題

法人税については、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手することが決定された⁸⁵。ここでは、財政健全化と両立する法人税改革について検討する。

●我が国の法人課税は税率が高く、法人税依存度が高い

OECD諸国との国際比較により、我が国の法人課税の特徴を示そう。年度によって変化があるものの、2012年度においては、まず、法人税率（国・地方政府の合計である実効法定税率）と法人税負担率（法人税収対GDP比）をみると、我が国は相対的に法人税率が高い（第1-3-8図（1））。次に、課税ベースはどうだろうか。我が国は、GDPに占める企業所得比率は高くなっており、法人税負担率が高いのは、法人税率と企業所得比率が高いことが要因であることが分かる（第1-3-8図（2））。一方、法人税収を法人税率で割って得られる課税所得の対企業所得比をみると、我が国は相対的に低くなっており、GDPに占める課税ベースは相対的に小さい⁸⁶（第1-3-8図（3））。最後に、法人税負担率と税収に占める法人税の割合（法人税依存率）についてみると、我が国は相対的に法人税負担率も法人税依存率も高いといった特徴がみられる（第1-3-8図（4））。

注 (85) 14年のいわゆる『骨太方針』では「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う」とされた。

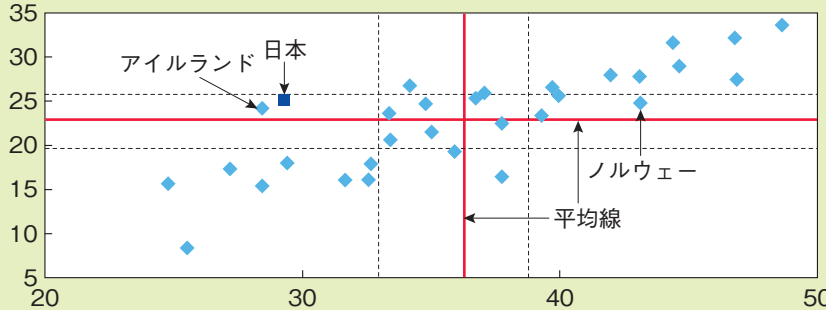
(86) 課税ベースは、税制度の変更による増減税や繰越欠損金控除額の増減、企業所得等の変化に影響される。

第1-3-7図 租税及び社会保険料負担率の国際比較

我が国は消費税収、個人所得稅収が低い

(1) OECD諸国の社会保障支出と租税及び社会保険料負担率 (GDP比)

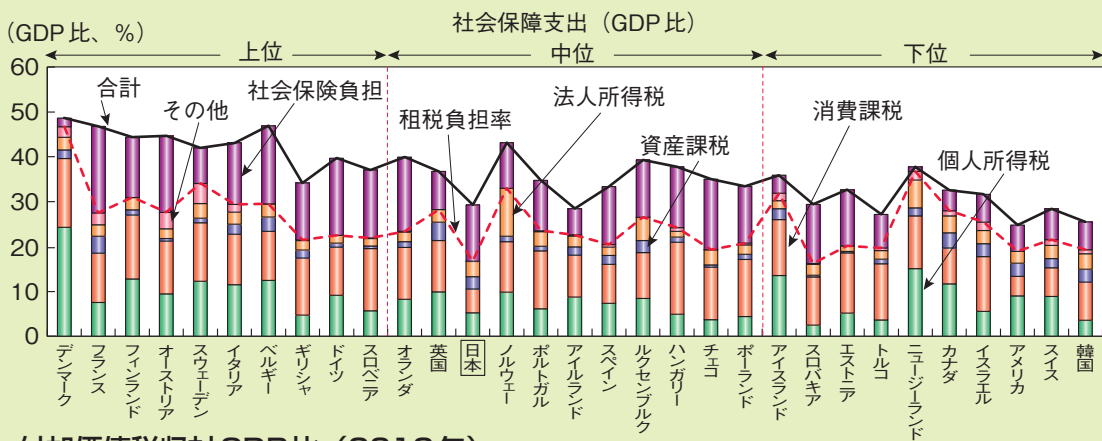
(政府の社会保障支出 (GDP比)、%)



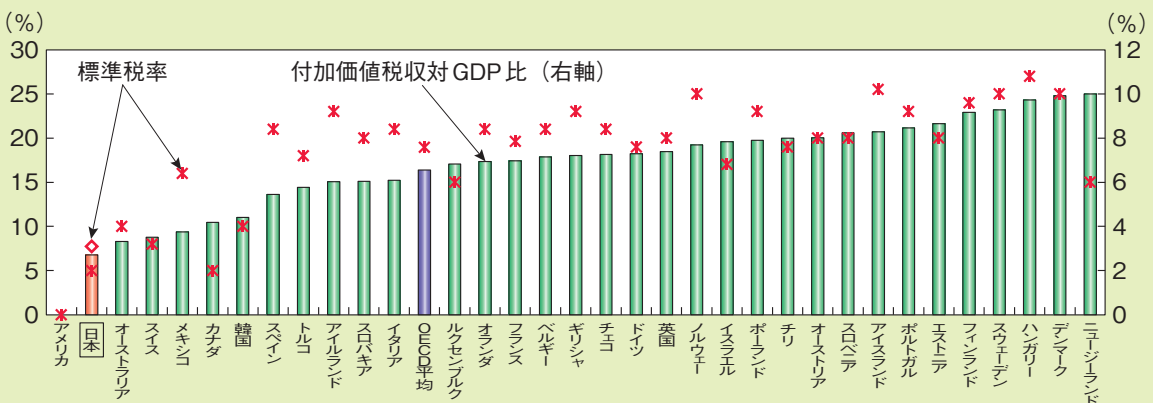
(租税及び社会保険料負担率 (GDP比)、%)

(2) OECD諸国の租税及び社会保険料負担率 (GDP比) の内訳

(GDP比、%)



(3) 付加価値稅収対GDP比 (2012年)



- (備考) 1. OECD “Revenue Statistics”、“National Accounts”、“Consumption Tax Trend 2012”、内閣府「国民經濟計算」、欧州委員会“VAT Rates Applied in the Member States of the European Union (2014年1月)”、財務省資料「付加價值稅率 (標準稅率及び食料品に対する適用稅率) の國際比較 (2013年1月現在)」により作成。
 2. 租税及び社会保険料負担率は、租税負担と社会保険負担を名目GDPで割った値。
 3. (1) の点線は、OECD31か国の中で租税及び社会保険料負担率又は社会保障支出を高い順に、上位 (11か国)、中位 (10か国)、下位 (10か国) に3分割する線。
 4. (1)、(2) とともに、日本は2011年度、トルコ及び韓国は2010年、カナダは2006年、ニュージーランドは2005年、その他の国は2011年 (すべて実績)。
 5. (2) の所得稅は、配当所得や利子所得に対する稅収が含まれる。
 6. (3) の付加價值稅収対GDP比について、韓国は2010年、オーストラリア、ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポーランド、OECD平均値は2011年の値。
 7. (3) の標準稅率について、日本は2014年4月1日から8%。